

# こぶし

第2号 2015年9月9日

(シンボルマーク：辛夷の花：信頼)



専門里親廣岡綾子さんの裁判を支援し社会的養護問題の解決を考える会通信

759-4401 山口県長門市日置上5370-8 廣岡逸樹方

メールアドレス：syakaitekiyougokaiketu@yahoo.co.jp 編集責任 清水 満



判決後、不当判決を訴える廣岡綾子さん（右から二人目）と夫の逸樹さん（右端）

第一審（山口地裁）の判決は2015年4月23日（木）にいいわたされ、残念ながら、原告の全面敗訴に終わりました。すぐに広島高裁に控訴しました。今後とも、ご支援をお願いします。

## 専門里親廣岡綾子さんの裁判を支援し社会的養護問題の解決を考える会（里親裁判支援の会）の活動目標

- 1 廣岡綾子さんの裁判をしっかりと支援します。  
この裁判から日本の現状を学び、問題点を整理し、解決策と一緒に考えていきましょう。
- 2 子どもの専門家とされる児童相談所職員、児童施設の職員が「子どもの権利条約」を守り、施設内虐待を許さない社会を作ります。
- 3 虐待から子どもを守る第一線の機関である児童相談所のあり方について、具体的な提案を行っていきます。
- 4 「社会的養護」の問題について考え、社会的養護の子ども達の「アドボケイト機関」（社会的弱者の意見表明／代弁機関）設立に向けて活動を行います。

## 県の主張をうのみにして、原告弁論に耳を傾けなかった 一方的な判決——一審判決報告

清水 満（里親裁判を支援する会事務局長）

### 一審判決は全面敗訴

里親の委託解除措置の恣意性、不当性を訴え、専門里親を著しく傷つけたとして、国家賠償法にもとづく慰謝料請求を求めた通称「専門里親裁判」は、四月二三日、山口地裁で一審判決があり、原告の全面敗訴になりました。裁判官（桑原直子）が登場して、判決本文を述べ、わずか二、三分の出来事でした。傍聴に来た支援者のみなさんはあまりにあっけないので、キョトンとしていましたが、裁判はふつうはこんなものです。

その後、弁護士会館に集まり、取材に来たマスコミにも向けて、報告集会を開きました。自分でも里親をして、児童養護にかんする問題に詳しい山口弁護士は「児童養護問題は深い理解がないと適切な判断を下せないのが、証人尋問ではそういう背景を詳しくわかってもらうようにしたが、そのような理解を一切カットして形式的に判断されたもの」といった趣旨の発言をしました。

後日、掲載された朝日新聞の記事は、原告側の理解に立ち、里親と児童相談所の関係、置き去りにされる子どもへの配慮を訴えた内容で、裁判官よりも原告側が訴えた内容を理解していました。記者は原告に何度も取材をし、支援の会が開いた「社会的養護を考える講演会」にも参加して、竹中さんの講演を聴くなどして、この問題を追いかけていたので、正当な理解ができたと思われまます。

### 広島高裁に控訴します

原告と弁護士団で検討し、広島高裁に控訴することになりました。今回は、裁判官に恵まれませんでした。家裁などの裁判官経験があり、児童問題に対応したことがある裁判官であれば、今回の裁判官のような通り一遍の対応はしないと思います。まだまだ長い闘いが続きます。今後のご支援もお願いします。

### 行政相手の裁判は不利

行政相手の裁判は、行政が法に違反した行為、事実がないかぎり、住民側が負けると決まっています。解釈の問題、手続きに少々不備があっても、違法とまでいかなければ、「瑕疵（かし）はなし」として行政の措置を認めるのです。今回はさほどでもありませんが、埋め立て、ダム建設など大規模な事業を伴っていれば、遡ってその判断に誤りがあり、処分を取り消すと関係者、社会に多大の損害と混乱を与えるので、それを避けるために基本的には現状追認するのが、法理上の論理になっています。

また、証拠書類も原告の尋問の返答よりも、法や取扱規則に定められた行政文書の方が客観性が高いと判断し、行政文書をうのみにします。一般に原告住民が詳細なメモを残すことは不可能であるので、第三者による証言でないかぎり、原告本人証言はたんなる主張として値引きして考えます。

### 施設内虐待の事実を認めない判決

一例を挙げると、今回の裁判で一つの焦点になった本件児童の児童養護施設内での虐待問題です。本件児童は、里親宅で安心感が出てきた二年目頃から、元いた児童養護施設で、身体的、心理的な暴

力を複数の職員から暴力を受けたと語るようになり、原告夫の廣岡逸樹さんは、本人の発言としてこれを把握し、萩児童相談所に通告しています。施設内虐待通告後、萩児相は職員二名が原告宅を訪れ、児童から聞き取り調査を行い、その後子ども未来課職員二名が原告夫が勤務している施設を訪れ、聞き取りをしています。しかし、施設内虐待が起こったとされる時期に勤務していた職員から聞き取りをすることはありませんでした。

萩児童相談所は、児童から聞いたことを児童記録票に全く記載していないことがこの裁判の中で明らかになっています。また、加害者として名前が上がった人々に対して全く聞き取りをしていないことが明らかになりました。それにも関わらず、証人尋問で当時の萩児童相談所業務課長は「施設内虐待はなかった」と述べていますが、その根拠は全くないことになります。

原告は、これを調査義務違反（担当職員は施設内虐待の事実があれば、必ず調査して、報告書に記載しなければならない）として訴えたのですが、裁判所の判断は県の書類をうのみにして、本件児童が当該施設で虐待を受けたことをうかがわせる記載は見受けられないとしています。また、廣岡逸樹さんは具体的な内容は聞いていないこと、廣岡逸樹さんが聞いたという内容も、その職員が本件児童を叩いたということのみであり、どのような理由で、どのような態様の行為に及んだかは明らかにされていないこと、本件児童が当該施設の体罰について、医師から聞かれた際に、分からない、忘れたといっているから、本件児童に対する虐待としての暴力があったと直ちに認めることはできないと結論づけています。

廣岡逸樹さんは施設長として、職員の体罰を追求しようとしたのですが、あまりに露骨にやると職員との関係を悪くしてしまうので、状況を見つつ性急に進めることはしませんでした。また職員に

よる体罰は、あったという事実が問題であり、「どのような理由で、どのような態様の行為に及んだか」という「具体的な内容」を根拠り葉掘り聞かないといけないというものではありません。虐待報告があれば、児童相談所はただちに調査し、報告書に記載しなければなりません。しかし、県は聞き取り調査をして、廣岡逸樹さんから事実報告を受けとるものの、虐待の事実を隠蔽し、なかったことにしました。裁判官はそうした県の書類に証拠の客観性があるので、原告夫のいう施設内虐待の事実はないとして、よって調査義務違反も生じないという論法なのです。

本件児童が医者に聞かれたときに、「分からない、忘れた」と発言したのは、この問題をあまり掘り下げたくない、自分としてはいやな記憶なので、当面は扱いたくない、自分の立場が微妙になる可能性もあるといった複雑な心境から、そうした発言になったことは素人でも推測できます。しかし、表面的な理解しかない裁判官の姿勢は、こうした問題に関心がない、深入りしたくないという態度のあらわれであり、双方から出た証拠書類、尋問での発言だけで判断し、原告のいい分は一方的で感情的なものだから、少し差し引いて被告側に重点をずらし、証拠書面では立証できないので、この事実はないことにする、という判断であることがわかります。

解除措置についても、県のいい分をすべて認めた上で、原告への里親委託措置を解除した萩児童相談所長の判断には合理的・相当な理由があり、その判断に裁量権の逸脱又は濫用があったと認めることはできない。したがって、本件解除措置は違法ではないというのが裁判所の論理です。要するに、法に反するような犯罪的行為でないかぎり、県職員の判断は裁量の範囲内で、何も問題はないという典型的な行政事件の判断に立っています。

## 無視される里親の立場

また、行政事件では、諫早湾干拓事業で漁業者の訴えを認めて開門を命じた長崎地裁判決に見られるように、原告の被害、不利益が大きければ、裁判官もそれを考慮して行政に不利な判決を下すこともありませんが、今回の裁判官は里親と児童相談所の非対称な関係には全然関心がないので、原告らの里親としての地位について、その解消を覆さなければならぬほどの法的保護に値する利益があったということとはできないと判断しました。ましてやそれが憲法違反という原告の主張もあつさり拒否しています。原告廣岡綾子さんは解除措置以降、心身ともに打撃を受け、精神科医を受診するという事実があつたにもかかわらず、です。里親一般に関心も知識もないので、このくらいいたいしたことではないという門外漢の勝手な思い込みによる判断です。

里親と児童相談所の関係は、大きな非対称があり、児童相談所が里親と里親が不調であると判断すれば、一方的に委託解除を取り消すことができ、その理由などは説明されません。里親はわけもわからず泣き寝入りするしかなく、その後のケアやフォローもありません。里親と里親は、児童養護施設のような職員と児童という業務上の関係ではなく、一般の親子関係、家庭という養育環境なので、親密さ、親愛など情緒的な関係が生じています。それが児童相談所の判断で、いきなり子どもを奪われるならば、わが子を亡くしたに近い心理的ショックを受けます。あるいは、不調と判断が、自分の養育の仕方に何か欠点があつたのかと自分で自分を責める結果をもたします。

今回の裁判は、こうした児童相談所の権力、その判断が適切であつたのか、第三者によつてチェックもされず、まづい場合は書類の

書き換えでいくらかでも隠蔽できる構造を問うたものでもありません。そして、児童相談所の背景にある県の体質、廣岡逸樹さんの報告にあるように、セクハラ行為や体罰などをして、県にとつてそれを明らかにすることはまずく、また上司や担当部署の監督責任が問われて面倒になるから、そうした事実はあるだけ隠蔽するという官僚主義を明らかにするものでもあります。これらは裁判では主要な論点とはならないので、支援の会を中心に直接行動（県との交渉、調査請求、懲戒請求など）で追及していきます。こちらの側面のご支援もお願いするものです。

| 支援する会会計報告           |               |                       |
|---------------------|---------------|-----------------------|
| 収入                  | 支出            | 費目                    |
| 544,080 会費、カンパ(92人) | 31,432 備品     | (ハンドマイク、横断幕、印鑑、造花3本)  |
| 14,500 講演会参加費       | 11,675 印刷代    | (インク、コピー用紙)           |
|                     | 802 印刷代       | (振込票に印字)              |
|                     | 3,235 消耗品     | 用紙、封筒、電池、紙コップ         |
|                     | 17,471 送料     | 郵送料(第1号通信)            |
|                     | 1,507 食料      | お茶、ボランティアお茶、ボランティア弁当。 |
|                     | 8,195 会場費     | 講演会                   |
|                     | 56,000 謝金     | 竹中さん。交通費込み            |
|                     | 30,000 控訴手続費用 | 印紙                    |
|                     | 432,000 控訴費用  | 弁護士2名分、他              |
| 558,580             | 592,317       |                       |
|                     | 差し引き額         | -33,737               |

会計報告  
2014年8月～2015年8月



# 一審判決を受けて

原告 廣岡綾子

以下は原告廣岡綾子さんからの報告です。県の弁論書には、綾子さんが語ってもいないこと、あるいは語っても文脈を変えられ、事実と反することがたくさん書かれてありました。裁判官はそれを疑いもせず、判決を下しました。いわば捏造の上の判決です。それらの違いを中心に指摘していただきました（編集者記）。

## 1、お礼とご報告

提訴から三年あまり、四月二三日木曜日に全面敗訴の判決が下されました。翌週には、とりあえず控訴手続きをしました。四人の弁護士さんの日程調整はなかなか難しく、ようやく五月二一日に大阪で弁護士会議を行うことができました。

その後様々な調整の中で、控訴審については奈良の山口先生と大阪の岩佐先生が担当して下さることになりました。調整に手間取っている内に裁判官が夏休みに入り、控訴書面の提出日の連絡待ちとなつていきます（八月末時点）。

このような事情で支援をして下さいました皆様には、心よりお礼申し上げますとともにご報告が大変遅くなり申し訳ございませんでした。

さて、そもそも行政相手の訴訟は勝訴が難しいと言われ、本件もご多分に漏れずで、少しでも良い判決内容を書いてもらうことが目標でもありました。

訴訟は勝たなければ意味がないと言えそうですが、提訴して萩児童相談所の記録物を証拠として見ることに以外に、何が起こって私たちは突然里子を委託解除されたのか、里子にとって良い判断だったのかは分かりようがありませんでした。情報開示請求をしてもほとんど黒塗りでしたから、不当な判決ではありますが、当初の目的の一つは遂げられました。

そして、もう一つの目的は、里親が突然児童相談所から里子を委託解除されることが少なからず全国的に起こっていること、委託解除を恐れて児相に相談できないといった里親の現状や児童相談所のあり方への問題提起でした。

## 2、裁判を通じてわかったこと

萩児童相談所所長が、委託解除を言い渡した時に、その決定には同意できないと言うと所長は立腹したように、私たちが悪いのかのような口調で実母や里子の意向を簡単に述べ、決定は変更しないと言いました。前日、学校での問題を施設への委託変更によって解決したいとだけ聞かされていた私たちは、寝耳に水、何をどう判断されたかも分かりません。

すでに里子は二週間前から、実母に会わせて学校での様子を説明するとの名目で一時保護所に連れていかれていましたから、どうすることもできず、決定に従わざるを得ませんでした。

その後再度納得のいく説明や未解決の事案についての話し合いを求めましたが、応じられませんでした。何がどうなっていたのかという思いがずっと心の中でくすぶり、時にお互いの為に、預けられなければよかったのではないかと自分を責めたりしました。一日中なにかにつけこのことが頭に浮かび、とらわれていました。夫の血

判決前の集会（山口地裁前）



判決後の報告会で判決について述べる山口弁護士（右から二人目）と廣岡綾子さん（左から二人目）

圧があがってしまったことも心配でした。

提訴後、提出された児童記録等、陳述書、証言から全容がわかるにつれ、自分を責めることは無くなりました。また、それらの証拠について抱いた疑問（私が言ってもいないことが記載されたり、述べられたこと、不当な評価はなぜか）も解消しました。

昨年二月の証人尋問の直前、夫が行った施設内虐待の疑い通告の電話、それを受けて、私も同席して行われた、担当福祉司と児童心理士の里子への聞き取りについての記録物が見当たらないことに気づきました。そのことを証人尋問で当時の課長に尋問したところ、「なぜないのかは知らない。虐待の通告にはマニュアルに沿って対処したはず」と人ごとのように答弁しました。さらに、「施設内虐待はありませんでした。そのことによる影響もありません」と答弁しました。その後この件に関する記録について、裁判所が提出を求めましたが全くないことがわかりました。このことで、私の中では、すっかり納得がきました。

裁判の終盤になってもこちらの求めがなければ提出しなかったのは、隠しておきたかったからとしか言いようがありません。それにしても、施設内虐待の通告や本児への聞き取りの記録をしないこと自体が本来はありえない事です。聞き取りに来たのはポーズにすぎず、私たちのみならず、なにより里子に対する最大の裏切り行為です。これは児童福祉法に反します。またこの年度の国への報告には施設内虐待の通告数はゼロです。これは公文書の偽造です。

里親委託前に入所していた児童養護施設での虐待のことを言い出した里子と、そのことをはつきりさせて里子のケアをしようとする里親など存在してほしくない、早く委託解除して里子は自分たちの目の届く施設で管理したいというのが本音でしょう。その為に里親に一方的かつ不当な評価を下した書類を作成し、悪い里親の印象に

つながる表現で児童記録に記載したり、「小学校卒業までしか預からない」と発言したことにされたとか考えられません。なぜなら、施設内虐待の通告以前にそのような不自然な記載や発言内容は見当たらないからです。

しかし、こうした児童記録の記述は公的な資料だから信頼できるとして判決文の中に引用されてしまいました。私自身も毎月の養育記録に自分の発言まで詳細に記載するわけではありませんから、「私はそんなことは言っていない」としか言えず、ただただ悔しいばかりです。

福祉司の陳述書には、私が定期的に長時間担当福祉司に電話をかけたとされていますが、里親からの電話は通常児童記録に記載されます。私はそのようなことはしていませんので、当然記載はありません。

レスパイト制度（ケアをしている者が一時的に中断して、他者あるいは施設にケアを代替してもらい、リフレッシュしたり、慣行相殺の休みをとったりできる制度）も他の里親より相当多く利用したと陳述されましたが、制度の範囲内の日数でしたし、なんら批判も指導もされなかったものです。児童相談所は里親支援をしていたということが主張したかったようですが、いずれも事実無根です。

また、様々な人の力を借りて養育していくことに意味があると考え、関わってもらっていた男性のことについて、担当福祉司はその人の属性に問題があるとし、そうした人物を里子と関わらせている里親は不適格という根拠にし、調査をしたと陳述書に記していました。しかし、証人尋問前日になって「調査はしていない。課長が噂で聞いたことを鵜呑みにした」と訂正書類を提出する杜撰さでした。そもそも調査をして、里親に真意を尋ねようとか、不適切であれば指導しようなどという気持ちはなかったのではないでしょう

か。

施設内虐待を隠蔽するために早く委託解除をしたい思惑からすれば、里親と話し合ったり、支援したりするはずがありません。ですから、私たちは何も分からず、なんら納得もできないのが当然でした。あぐくは、一方的に不適格な里親とされたわけですから、完全にスケープゴートにされたと言わざるをえません。こうしたストーリーを決して認めはしないでしょうが、少なくとも私たちに非はないと確信しました。

さらに、施設に移る時に里子が泣いていたことは付き添った元担任の先生からも聞いていましたし、児童記録にも記載されていますから、里子の本意ではなかったと言わざるをえません。そして、施設内虐待の件は実親さんには当然知らされていないはずですから、実子の状態を正しく理解することはできないという点で実親さんにも不利益をこうむっていることになりました。

自分たちの保身のためには、里親を貶め、里子の施設内虐待の訴えを取り上げず、都合の良いところだけ里子の発言を取り上げ、子どもの権利を主張する、すべき調査はしない機能不全の萩児童相談所とことも未来課の姿が浮かびあがった三年間でした。

裁判官は、事実在即して判断することでしたので、こうした杜撰な状況に少しは言及するものと思いましたが、全く一言もありませんでした。全て児童相談所の裁量権の内というのですから、話になりません。

弁護士さんからは、裁判官は行政側を勝訴させると決めたら、各部分の正しい正しくないはスルーして判決文を書いていくという説明がありました。「事実在即して」という言葉の実態はこういうことでした。弁護団の一人は元裁判官でしたから、時に裁判官の発言の真意を説明されました。提訴当初のそれは「なぜこんな訴訟を

起こすのか？起こしても無駄っていうことを言ってるんです」ということでした。

元裁判官である瀬木比呂志氏の「絶望の裁判所」（講談社現代新書）という本がありますが、改めて裁判所も機能していないことを実感しました。

### 3、里親制度や児童相談所についての問題提起として

里親委託について児童相談所の権限はあまりに大きく、一方で専門性が問題視されて久しいです。組織を守る為や力量不足から安易に委託解除を行い、子どものケアを怠り、里親にも精神的苦痛を与えていることは、もつと世の中に知られて良いことだと思います。その意味で控訴審は、委託解除そのものに焦点を絞っていくことになりました。

裁判から出てきた証拠は思っていた以上に問題の多いものでした。裁判では、問題の一部しか問うことはできません。裁判で得られた証拠をもとに責任追及や改善要求の可能な方法を模索していくことになります。これからがさらに大事になります。

すでに行動を起こしている事もいくつかありますが、報告ができる形になったところでお知らせいたします。

控訴審の費用については、皆様からの会費、カンパを使わせていただきました。御報告とともに深謝申し上げます。これからもうどうぞ宜しくお願い申し上げます。

これまでのカンパは控訴審の弁護士費用に使わせていただきました。新たな活動費、弁護士交通費などが必要ですので、改めてカンパのお願いを申し上げます。同封の振替用紙をご利用下さい。

## 判決後の原告および支援する会の活動報告

廣岡逸樹（原告夫）

### 1、四月二三日後の支援する会の動き

広島高裁に控訴手続きをとっています。今までは、4名のうち3名の弁護士さんがボランティアに弁護団に加わっていただきましたが、奈良弁護士会の山口、大阪弁護士会の岩佐先生お二人に弁護をお願いすることになりました。広島高裁は夏休み中？ゆつくりと進んでいます。お二人への着手金四十万＋消費税をお支払いしています。

### 2、七月一三日

二〇一〇年、四月一三日、児童福祉司と児童心理司（臨床心理士の資格を持つている）が、里親宅に来て、施設内虐待について、子どもから聞き取りをしたにもかかわらず公的に記録をしていなかったことに対して、山口県臨床心理士会倫理委員会に調査と謝罪を求めています。

今後は、情緒障害児短期治療施設みほり学園事件でも、性被害を受けたと訴えた一六歳児童の声を無視し、その後の心理的ケアを行うことを一切しなかったわけですから、その子の担当者としての倫理的責任は大きいので関連してきます。

### 3、七月二日午後四時

支援する会のメンバー江原さん（下関市議）の計らいで、県議五人（共産党）木佐木、河合、（社民）佐々木、（民主）戸倉、（市民政党草の根）井原各氏と夫婦でお会いし、状況を聴いていただきました。「施設内虐待の訴えの子どもの声を隠蔽したことについて、現



担当者に確認するということになりました。

七月三十一日に、県こども未来課課長補佐、主査に五人の県議さんが会って確認したところ、一切そのような事実はないという回答を得たということです。

みほり学園学習部職員による性暴力被害訴隠蔽事件については別途詳細に報告しました。

「社会的養護を考える講演会」 (左)  
歌唱する李陽雨さん (左下)  
講演する竹中さん (右下)



## 「社会的養護を考える講演会」報告

廣岡逸樹 (原告夫)

四月二日(木)の判決に向けて、支援を盛り上げようという目的で、「里親裁判支援の会」は、下関市で「社会的養護を考える講演会」を開きました。これは、一般に理解が乏しい児童養護、社会的養護の問題について、理解をしていただき、裁判の支援につなげたいという意図からです。「支援の会」のメンバーすら、児童養護施設や乳児院に子どもたちが入ることは悪いことではないと考えていたくらいですから、いかに社会の人々がこの問題に対する理解が少ないかわかります。

そういう知らない状況の下に、行政や一部悪質な施設が、子どもたちに対して人権侵害ともいえる行為を繰り返しているのが日本の実情です。講演会当日の報告を廣岡逸樹さんに書いていただきました(編集者記)。

四月一二日(日)午後二時から五時まで、しものせき市民活動センター大会議室で、竹中勝美さんの講演会を行いました。

タイトルは「この子らを世の光に」。児童養護施設出身で里親もされている竹中さんの講演は、厚生労働省の統計資料をもとに、日本の社会的養護の現状の分析と問題の解決に向けて具体的解決方法を提案したものでした。お隣の北九州市からも参加がありました。

参加者は二九人。本来関心を持つべき山口県内の児童福祉関係者が距離をおくなか、多くの方々が集まってくれたと思います。少数でしたが、児童福祉関係者も県内外から来ていただけたのは予想外にうれしかった。現状に真摯に向き合おうとする福祉関係者もいるということは、支援する会としてとても励みになることでし

た。

まず、オープニングは、原告夫婦の旧友であるシンガーソングライター李陽雨さんのミニコンサート。歌っていただいた曲の中でも、「どくだみの花」は特に心にしみいました。「人目にもふれない小さな白い花」。この目立たないどくだみの花には、人の毒を無毒化し、命を守る力があるのです。私たち夫婦もその花でありたいと思います。みなさまも、いつかぜひ李さんの歌をお聞きください。

李さんは、六七歳になられた在日韓国人です。戦後を下関で生きてきた李さんの「日本は変わらない。少しは自分たちにとっていい国になるかと思って生きてきたが、ちっとも変わらない」という言葉には、思わず涙が出ました。四十年近く障害者や社会的養護の子どもたちの幸せを願って仕事をしてきた私にとって、全く同じ気持ちを抱いています。

「あなたが 未来をつげる子どもたち」

山口県の児童福祉は、その子どもらを本当に幸せにしてきたのだろうか？この答えは単純ではありません。しかし、今回の裁判で明らかになってきたことは、「施設内虐待を隠蔽する萩児童相談所、隠蔽するためなら平気で里親をおとしめる児童相談所」ということにつきます。これは、単に児童福祉司という個人の問題を越えて、児童相談所という組織、そして子ども未来課という山口県の児童福祉を司る組織が、未来の子どもを差別し社会的養護の子どもたちを軽く見るという「悪」を持っていることが明らかになったのです。また、私どもの裁判だけでなく、ほぼ同時期に起こった「情緒障害児短期治療施設職員による性的施設内虐待があった、助けて欲しい

という子どもの訴え」を萩児童相談所職員が闇に葬っているという「悪」もあるのです。この事件については、別に報告をします。

さて、本題の講演内容の報告をします。

ヒューマンライツウオッチのDVDをまず視聴しました。『夢が持てない』というのがタイトルです。これが日本の社会的養護が抱える大きな問題なのです。戦後七十年経つにもかかわらず。

視聴後竹中さんの講演を約六十分伺いました。竹中さんは、厚生労働省の統計資料を基に分析しています。全国と山口県を比較しながら問題点を明らかにしていただきました。結論としては、以下のようになります。

1、里親委託は順調に増えている。（私見ですが、私たちの裁判内容と施設内虐待を隠蔽してまで児童収容施設を優先する県の姿勢が明らかになってきます。単に、「見せかけ」に過ぎない、本気で、子どもたちのために里親を増やしているこうとは考えていない県の姿勢であると思います）。

2、児童養護施設（情緒障害児短期治療施設等も含む）の定員に余裕がある。余裕があるということは施設処遇を優先しかねない。

3、乳児院の定員に余裕がある。

そして、最後に「乳児院で育ちきる」ことの問題点を以下のようにされて講演が終わりました。

①養護者を内在化（心の内部に、養護者の社会の規準、価値などを取入れて自己のものとする）ことできない子どもたち

②親（養護者）を内在化していないと、良心、倫理観の欠如。空虚感が心を多く占めるようになることの問題。

③無差別な愛着行動

児童養護施設で育った竹中さんは、「ルーマニアのチャウシエス

クの子どもたち」の研究を元に、特別な思いを持つてお話しされました。「見捨てられた子どもたちが日本に多く存在することが明らかになった。乳児院がいつまでも存在するということは、まさに子どもたちが見捨てられているということに等しい。なんとしてもこの現状を変えていく。つまり、乳児院という施設処遇から里親と共に暮らす家庭養護への転換が急務である」。

講演の最後に、「施設内虐待の隠蔽事件」について以下のような指摘がありました。

施設内虐待は通告が義務づけられている。山口県に開示請求をしたら、本件施設内虐待通告をした二〇〇九年度（平成二一年度）、本件について里子に聞き取り調査をした二〇一〇年度（二二年度）、二〇一一年度（二三年度）、いずれも施設内虐待通告もゼロ、事実もゼロとなっていた。このことが大きな問題である。（二〇一〇年度は、みほり学園措置中に職員から性暴力を受けたことを、措置解除後に萩児童相談所に訴えた年でもあります）。これは、児童福祉法に明らかに違反している行為。その他公務員法にも違反している。子どもたちの未来のためにもこのことを追求していく方法があると締めくくられました。

竹中勝美さんプロフィール

里親。「親が育てられない子どもを家庭に！里親連絡会」「NP O 法人東京養育家庭の会」などで活躍。自らも児童養護施設出身で、また里親として、日本の児童養護の歴史と実態を肌で知っている。千葉恩寵園事件など施設内虐待問題の第一人者の一人。

## スピン・オフ ストーリー（その2） 情緒障害児短期治療施設入所中の子どもが性暴力にあっていた

廣岡逸樹（原告夫）

通信一号のスピンオフ・ストーリーのその後です。

今回、一審を終えて、明らかにできてきたことは、当時の萩児童相談所は、「施設内虐待」はどのようなものであっても「とにかく、隠す」という姿勢を持っていたということです。それは「構造的で、組織的な暴力」が、この日本の児童福祉という弱い立場の子どもを守らなければならない行政組織の中で行われていたことが明らかになりました。

私たちの里子の「施設の職員五名から身体的な暴力を受けた」という訴えが、児童記録にまったく書かれていない。これほどの人権無視があるのでしょうか？山口県行政、萩児童相談所は、そのことを謝罪することもなく、一審は終わりました。

児童養護施設の組織を守るためか面倒な仕事をしたくないためかは分かりませんが、子どもの言葉を闇に葬ろうとした児童相談所職員はただちに子どもに対してここから謝罪すべきです。

（1号通信抜粋）本件児童が里親から施設入所に措置変更されたその当時（二〇一〇年十月頃）、情緒障害児短期治療施設の学習部職員が退所したばかりの高校一年生男児に性交渉を強要し続けていたとされる時期と見事に重なっています。その事件は、二〇一〇年二月に、その高校生男児が萩児童相談所、情緒障害児短期治療施設に相談に行ったが、ただ追い返されて終わっています。子どもを追

い返した当事者は、本裁判の被告である当時の業務課長です。その二年後に、本裁判原告夫が知事あて意見書として、この事件を取り上げた。その後、被害者とされる児童の関係者の一部に調査が行われたが、まったく公表されないまま解決済みとされています。しかし、子どもの権利条約第三八条に基づけば、被害児童へのケアも十分になされなければならないが、そのことは全く行われていないのは明らかです。また、加害者とされる人物に対しても、事実であれば淫行罪に相当する犯罪であり、児童を守るべき行政機関や児童福祉機関が闇に葬ってはならない事件であり、公表されてしかるべきでしょう。この事件についても真相を究明していくことが必要となります。

二〇一五年六月、七月、八月と、すでに二十歳になっている当時の被害者（A君）と三回会いました。また、その青年の祖父母や母親らにも何度かお会いしました。今の生活の様子や当時のことを確認することができましたので、報告いたします。

まず、性暴力（性交渉を強要することが繰り返された）は、中三の三学期から始まり、高一の九月まで繰り返されていたことがわかりました。これは、当時の彼の記録によるもので、萩児童相談所と情緒障害児短期治療施設に助けてくれと訴えた時の原本が残っていましたので、確認できました。（今後はこれを元に県行政機関と交渉していくことになります。）つまり、措置停止中（児童相談所が全責任を持つ時期、またみほり学園在籍中である）から性暴力が始まったことは確かなのです。

では、それ以前はどうであったのか？という疑問が残ります。二月に家庭復帰準備のために家に帰ってから学習部職員が携帯電話番号を探して本人と接触を持つまでの間約一ヶ月はありえな

ったでしょう。しかし、それ以前はどうであったのかという大きな疑問です。

今の彼は、施設内にいた頃のことは話がりません。また、記憶自体が曖昧です。はつきりと覚えているところと普通忘れないだろうと一般的には思うようなことを「覚えていない。」と言っています。

私は、このような記憶がまだらになっていること自体がこの性暴力の被害の症状だろうと考えています。（もちろん精神科医師ではないので推測に過ぎないことはお断りしておきます）他にも彼はまだまだ未熟面を多く抱えながらなんとか前向きに生きていこうとしているというのが現状です。

彼は高校一年の終わりに退学しました。喫煙、停学を繰り返したことが原因です。しかし、中退したことの責任は、性暴力を行い続けた当時のみほり学園職員、訴えを隠蔽し、なら彼の性暴力被害の治療的な支援を行わなかった萩児童相談所に大きな責任があることは確かだと思います。

なぜなら、「そのころは、たばこでも吸っておかないと、自分に変になりそう、イライラして落ち着かなかった」と言う趣旨のことを私に語ったのです。

七月三十一日、山口県議会議員五名が現時点の児童福祉担当者（子ども未来課課長補佐、主査に会って、このみほり学園事件のことも含め、私たちの里子の施設内虐待訴えの事実を隠蔽したことを確認しました。

「一切そのようなことはない」という答えだったそうです。つまり、今も県児童福祉行政機関は、今回の萩児童相談所が施設内虐待の子どもの訴えを直接聞いたにもかかわらずその意見を無視したという事実を隠蔽しているわけです。これは、平和学と言う「組織的



な暴力」が山口県児童福祉行政に存在するという他に他なりません。

山口県の児童福祉行政は、平和学の父であるガルトウング氏の言う「積極的平和」とは対局にあるということです。もともと弱い立場の社会的養護の子どもたちの声を、自分たちの天下り先である児童福祉施設のメンツを守るため、顔見知りの職員を守るために、あるいは面倒な仕事をしたくないために一切無視する。子どもの権利条約違反を行っていることが明らかになりました。私たち市民の力で変えていく必要があります。

私たち夫婦も命ある限り非暴力的に闘っていきますが、次の時代がよりよい（せめて、欧米の福祉なみにしたい）ものになるためにはどうしたらよいか、引き続きみなさんのお知恵と力をお貸しいただきたいと思います。この事件はまだまだ続きますので、通信3号で、ご報告いたします。

（\*家庭復帰）…このことについて、祖父母は非常な不満を持っています。「あの時期に家に帰すのは、A君の成長発達にとつて決してよくはなかった。高校に行ける児童福祉施設に入れて欲しかった」というのが祖父母の思いです。私も、家に帰すというやり方は、A君の最善の利益を考えた場合とても不自然に思います。ひょっとしたら、施設内にいるときから、施設が隠したいような事件が起こって、家族機能の弱い家庭に放り出したのではないかと疑いたくなりました。A君がどのような発達段階にあるのか、どのような心の傷つきを持っているのかは、どうでも良かったのではないでしようか？ 今後は、そのこともきちんと調査するように要求していかねければならないと思います。この点については、あとで書きます。

## 遅ればせながら「赤ちゃん縁組」の実績を知り考えたこと

森本英樹（里親、大阪府）

廣岡さんの裁判を応援しました。確か四回ほど傍聴に行きました。スカイプを使った弁護士団会議には、大阪の弁護士さんの事務所で討論に参加しました。しかし、膨大な書証のほんの一部しか読んでいませんし、裁判所を挟んだ原告と被告のやりとりも、フォローできていません。女性裁判官の法廷での質問を聞いて、少し期待を持ちましたが、残念な結果でした。

弁護士さんとの討論に参加すると、今までより広い立場で考え、情報に接することになります（インターネットで情報を流して下さる竹中勝美さん経由のものも多い）。そして、今までの自分は、自分達が里子を引き取った二五年前の経験に、いまだにこだわってきたことに気が付きました。

ごく最近竹中さんに教えていただいて、「『赤ちゃん縁組』で虐待死をなくす」（光文社新書、矢満田篤二 萬屋育子著）を読みました。そしていろいろ考えました。

この本には、愛知県の児相職員である矢満田氏が、ずっと以前から児相の活動として、「赤ちゃん縁組」の実現に奔走してきたことが書かれている。驚いたのは、一四三頁に、「産院から赤ちゃんを家庭に引き取り、養親さんが名づけ親になったケースでは、親子関係が不調になったケースは皆無」（養親・里親と子供の関係がわるくて分離すること）という衝撃的記述である。

巻末についている一七三例の新生児委託の年度別一覧表（初年度

は一九八二年）で見ると、大部分はこれに近いケースのようである。同じページに、愛知県産婦人科医学会が行った「赤ちゃん縁組無料相談」（一九七六年～一九九七年）では、一二五五件の養子縁組が成立したが（三九八件が愛知県）、児相職員である矢満田氏は、愛知県の児相での相談例を聞いていないという記述もある。

また、養子と里親を考える会の「新しい家族二四号（一九九四年）」に、「赤ちゃん縁組無料相談」の記事がある。特筆すべきは、産婦人科医学会の森みわ子さんという事務の方が、産婦人科医学会のバックアップがあるとはいえ、たった一人で実務をほとんど担い（通常の事務もこなしながら）一二年で一二〇〇件もの赤ちゃん縁組を成立させたことである。なぜ児相にはこれはできないのか（愛知の矢満田さん、萬屋さんの一七三例があり、最後の書くように約二〇年後の今徐々に赤ちゃん縁組が始まっているが）と誰しもうるのではないか。この点については、あとで書く。

赤ちゃん縁組では、実質不調ゼロということである。社会的養護のもとにある子供はいわばハイリスク群であり、実親子にも不調（「分離」の定義が難しいかもしれないが）状態は珍しくないことを考えると、これは驚異的なことである。そして、里親（養親）・里子（養子）関係の不調には、遺伝的親子でないことや、実母子間にあるかもしれない特別な関係を持っていないこと、つまり血縁関係は、マイナーな問題であることを示している。つまり、現実の養親・里親の困難は、主には生後の環境の影響に根差していることになる。血縁のない子を育てるのは難しく当然と皆が思っていて、なぜ難しいのか従来はあまり考えてこなかったのではないかと？

養親や里親の候補選びでは、里親の適性が問われる。私どもは、三〇年ほど前、適正なしと判断され、里親になるのにすごく苦労した。実際には納得できる選考の基準があるわけでもないの、地域

によって、里親選考基準もまちまちであるだろうし、選ぶ側の主観にも依存してきた。今は三〇年前とは変化しているとも思う。しかし、間違った養親・里親の困難に対する考え方に基いて、間違った里親選考をしてきたのではないかと疑う。これが、里親支援や里親新規開拓を困難にしてきたのではないかと？

一人で一〇〇人以上の赤ちゃん縁組を成立させた森みわ子さんには、卓越した「能力」があったと想像される。縁組の方法もすごい。申し込み者から順番に、ほぼ自動的に養親を選んでいき、養親の選別をしない。それで、「あまり今のところ問題ないし、他にどうしようもない（それ以上力が割けないという意味）」と説明される。矢満田氏も、児相が関与しなければならぬような問題が起きたとは聞いていないと、この「赤ちゃん縁組」の成功を確認している。養親の選別は、少なくとも赤ちゃん縁組では、あまり必要がないということになる。

赤ちゃん縁組ではない、普通の養親・里親と養子・里子では、不調はどのくらいあるのだろうか。同じ本で矢満田氏は、まず一定期間施設で養育されてから養育里親に委託された場合や養子縁組をした場合では、不調から委託解消となることも少なくないと述べている。「赤ちゃん縁組無料相談」の記事のある「新しい家族二四号（一九九四年）」に、東京の養育家庭制度二〇周年の報告がのっていた。表から読むと、一九七三年から二〇年間に養育家庭に委託されたものが二〇七名で、うち九七名（一四％）が里親との関係不調と分類されている（データは二〇年以上以前のものであるし、養子の場合や最近のものをだれか教えてほしい）。

養子・里子養育には、確かに難しいケースが、少なからずあると実感している。上記の親との関係不調で措置変更になった一四％と

いう数字自体、決して低い数字ではない。関係は続いているがお互いに苦労している。難しいケース（あいまいな語ではあるが）も含めれば、例えば倍くらいはあるだろう。その困難の原因は、もつと真剣に考えられるべきである。

矢間田氏も不調の原因を、親の態度に求めておられる。いわゆるためし行動を、そして子供の性格などを無条件で受け入れることの重要性が強く強調され、ためし行動を受け入れられない親が原因であると実際は主張されている。「ためし行動」を理解することは重要であると私も考える。しかし、子供の異常な行動を、すべて子供が親をためしているとしてしまう危険もある。そして、異常な行動の原因を理解する機会を狭めることになりかねない。

「発達障害のいま」（杉山登志郎、講談社新書）には、多数の虐待児の診療（一〇三六例の症状の表がのっている）に関わってきた著者が、虐待児の精神的な困難（障害）の分析と、治療の試みが示されている。これを読むと、虐待児の精神的障害像と里親家庭の難しい子の困難像が、非常によく似ていることに気付かされる。里親家庭の難しい子の多くは、実際に虐待児であるが、虐待児といわれてない子にも虐待児が多いという、考えてみれば当たり前かもしれないことに、改めて気づかされた。虐待のトラウマの処理ができないと、困難は解決されないことが多いと著者は考えているようである。困難な子供を委託された里親も、トラウマの処理という視点が必要なのかもしれない。

マザー・ネイチャー（サラ・ブラファード・ハーディー、訳本早川書房）という本を、私はなるべく沢山の人に読んでほしいと思っている。母親への子供の「愛着」は、子供が母親の世話（投資）を引き出す策略・戦略である。これにのって、母親は子どもとの絆を深める。一方で、この数十万年の人類の歴史は、激しい増減を繰り返

し絶滅の危機にさらされながら、少ないときには地球全体で一万人を切りながら、なんとか生命をつないだ歴史である（最後に農業を発明した）。この間、生まれてくる子を全部育てることはできず、母親が育てる子を、環境に合わせて選別する能力が、生き残りに必須な能力として進化した。子供にとって育ててもらえない最大の危機は、出生直後にある。矢間田氏の本にもある、虐待死の四〇％は0歳児であるという現在の統計もこれに合致している。

また、母親自身も食料採集をする（子供の生存のためにも）ので、母親代わりが見つかるかが、子供が成人になる率に（人類の存続に）影響した。とくに捨てられた子は、母親代わりがなければ生きていけない。この本は、それでも生き延びた人がいることを、色々な状況証拠から示している。子供の側も、捨てられても生き延びる（確率は低くても）能力を進化させた（今も持っている）。これらのことは、「赤ちゃん縁組」の重要性和妥当性、その成功率の高さに根拠を与えている。成功率の高さは驚異的であり、逆にマザー・ネイチャーの立場を補強していると思う。

児相は社会的養護下にある個々の子どもごとに記録のファイルを作っていると理解している。全国の児相のファイルを集めれば膨大な数になり、原理的にはここに幅広いケースに応えられる情報があるはずである。以前は、この情報をデータ化するには、情報の記録の仕方の形式を揃えるなどの準備が必要と私は考えていた。

しかし、赤ちゃん縁組の不調はほとんど0ということとは、不調であるというだけでデータになることを意味している。つまり、〇〇の場合は何ケース中、何ケース問題があったというデータである（検索で厚労省が発表しているデータの中に見つけることができるのだろうか？）。ファイルの数が少ないと、養親・養子（里親・里子）の関係は、ケースごとに多様であることがマイナスであるが、



ファイルの数が膨大であれば、ケースの分類ができるという大きな期待が持てる。児相のファイルの中に、養親・里親の養子・里子養育に役に立つ情報があるということである。近年、診断として、自閉症（スペクトラム）、ADHD、発達障害、反応性愛着障害などが受け入れられ、一般化された。児相のファイルもこのような類型的記述があるに違いない。更に期待が高まる。外国には、すでにそのような研究があるのではないか？

「赤ちゃん縁組無料相談」の記事の最後に、元東京の児相の福祉司だった知野淑子さんという方の、「子どもに親を結びつけることを考えるー愛知県産婦人科医会を訪ねてー」という文がある。ここに、なぜ児相が「赤ちゃん縁組」ができないか示す文がある。「里親の希望者を「事細かに調べ」「前後、横、斜めから眺める」（この文は、愛知県産婦人科医会の副会長が、児相はこのようなことをするが、自分たちはできないという主旨のことを発言したときの言葉の引用）ということ、公的な責任で子供を私人に委託する場合に、不可欠なこと」「それを行わないで希望者を安易に委託先とした場合、子供に対して社会的責任を果たしたとは言えないし、まして「最善の利益」をはかったとは言えないと思います。」

あえて言えば、文章の意味には賛成である。しかし、現実には、子供の「最善の利益」を守るために、子供の利益（最善でないかもしれないが）を守るためにできることがあるのに、ほとんどしてこなかった結果になっている。社会的養護の世界では、建前の議論が先行し、それが子供の利益を阻害している事例によく出会う。

朝日新聞の今年の六月二〇日のbe（土曜版）に、赤ちゃん縁組に自治体挑むという記事があった。二〇一〇年以降から四年間で、0歳児（一か月未満）の里親委託が一四六人（四一人）から二〇六人

（七一人）に増加している（でも少ない）グラフがあった。私どもの二七歳の娘は、生後一カ月で施設を経ずに委託されたすごく珍しいケース。特別心配なことは何もなく成人し、結婚して最近子供を産み育てている。私どものもう一人の三二歳の息子は、乳児院↓養護施設を経て七歳半で私どもに委託された。彼の社会に適應する苦労は並大抵ではない。矢満田氏の記述にびつたり符合する。

私は、不調の原因など考えるとき、その考えの根拠がとても気になる。家の二人のこの際立つた対比についても、あまり一般化しないように気を付けてきた。一五年ほど前に、「新しい家族」という雑誌に、「『乳児は里親に』を原則にしてください」という文を投稿したことがある。この時も控えめに書いた。同じころ矢満田さんのことを新聞でしり、一宮の児相を訪問した。お話を伺い感激した。「新しい家族二四号（一九九四年）」も、当時読んでいた。いま読み返すと、書き込みまでしてある。しかし、矢満田さんのお話の持つ意味も、「赤ちゃん縁組無料相談」の実績の意味も理解できていなかったことに今頃気がついた。



森本英樹さん